

大分類 A－農業，林業

個人経営の農業・林業活動は、経済センサス - 基礎調査では対象外

総 説

この大分類には、耕種農業、畜産農業（養きん、養ほう、養蚕を含む）及び農業に直接関係するサービス業務並びに林業及び林業に直接関係するサービス業務を行う事業所が分類される。

なお、植木の刈り込みのような園芸サービスを提供する事業所及び昆虫類、へびなどの採捕を行う事業所も本分類に含まれる。

(1) 耕種農業とは

(ア) 水稻，陸稻，麦類，雑穀，豆類，いも類，野菜，果樹，工芸農作物，飼肥料作物，花き，薬用作物，採種用作物，桑の栽培をいう。

(イ) しいたけ，たけのこ，こうぞ，みつまた，はぜ，こりやなぎ，くり，くるみ，つばきなどを栽培し，単に下刈り程度の管理のみでなく施肥（刈敷は施肥とみなさない）を行っている場合は耕種とみなす。

(ウ) 天然性のしいたけ，たけのこ，わさびなどの採取並びに用材又は薪炭材の生産を主目的とする植物の栽培は耕種としない。

(2) 畜産農業とは

(ア) 乳用牛，肉用牛，馬，鹿，豚，いのぶた，いのしし，めん羊，やぎ，にわとり，あひる，うずら，七面鳥，うさぎ，たぬき，きつね，ミンクなどの飼養，ふ卵，育すうを行うことで，種付け目的のものも含まれる。

モルモット，マウス，ラット，カナリヤ，文鳥などを実験用又は愛がん用に供することを目的として飼育する場合及びいたち，きじなどを森林保護又は種族保護を目的として人工的に増殖，飼育する場合も含まれる。

(イ) 蚕の飼育及び蚕種の製造も含まれる。

(ウ) 競馬などに専ら使用する目的で飼養しているもの及び家畜仲買商が一時的に飼養しているものは含まれない。

(エ) 店舗で愛がん用の鳥獣を飼養する場合は含まれない。

(3) 林業とは

山林用苗木の育成・植栽，林木の保育・保護，林木からの素材生産，薪及び木炭の製造，樹脂，樹皮，その他の林産物の採集及び野生動物の狩猟などをいう。

◎ 事業所

農業又は林業を営んでいる事業所，又は事業主の住居が，分類を適用する単位としての農業又は林業事業所である。

農家又は林家が農業又は林業以外の経済活動を行っていても，それが同一構内（屋敷内）で行われている限り，原則として，そこに複数の事業所があるとはしない。ただし，専従の常用

従業者のいる店舗、工場などがあれば、別にそれらの事業所があるものとする。

◎ 農業又は林業と他産業との関係

(1) 農家又は林家で製造活動を行っている場合

(7) 主として他から購入した原材料を使用して製造、加工を行っている場合は農業又は林業の活動とはしない。

(4) 主として自家栽培した原材料を使用して製造、加工を行っている場合は農業又は林業の活動とする。ただし、同一構内に工場、作業所とみられるものがあり、その製造活動に専従の常用従業者がいるときは農業又は林業の活動とはしない。

(2) 農業協同組合の事業所で信用事業又は共済事業と併せて、他の大分類にわたる事業を行っているものは「871 農林水産業協同組合（他に分類されないもの）」に分類される。農業協同組合の事業所で、単独で工場、店舗等を構えて単一の事業を行っているものは、その行う事業によって製造業、小売業等それぞれの産業に分類される。

なお、複数の大分類にわたる事業を行う農業協同組合の事業所であっても、信用事業又は共済事業を行っていない場合は、その事業所で行う事業のうち、主要な経済活動によりそれぞれの産業に分類される。

(3) 森林組合の事業所で信用事業又は共済事業と併せて、他の大分類にわたる事業を行っているものは「871 農林水産業協同組合（他に分類されないもの）」に分類される。森林組合の事業所で、単独で工場、店舗等を構えて単一の事業を行っているものは、その行う事業によって製造業、小売業等それぞれの産業に分類される。

なお、複数の大分類にわたる事業を行う森林組合の事業所であっても、信用事業又は共済事業を行っていない場合は、その事業所で行う事業のうち、主要な経済活動によりそれぞれの産業に分類される。

中分類 01—農 業

総 説

この中分類には、耕種農業、畜産農業（養きん、養ほう、養蚕を含む）及び農業に直接関係するサービス業務を行う事業所が分類される。

請負で築庭、庭園樹の植樹、庭園・花壇の手入れなどを行う事業所も本分類に含まれる。

010 管理、補助的経済活動を行う事業所（01 農業）

主として農業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、企画、広報・宣伝、生産・プロジェクト管理、支社・支店等の管理、出荷・販売等の現業以外の業務を行う事業所及び農業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○ 主として管理事務を行う 本社等 管理事務を行う本社・ 本所・本店・支社・支所	○ その他の管理、補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫 自家用修理工場	自家用補修所 自家用集荷所
---	--	------------------

011 耕種農業

米作農業、米作以外の穀作農業、野菜作農業、果樹作農業、花き作農業、工芸農作物農業、ばれいしょ・かんしょ作農業及びその他の耕種農業を行う事業所をいう。

○ 米作農業 水稲作農業 陸稲作農業	○ 野菜作農業（きのこ類の 栽培を含む） 果菜類作農業（えだまめ、 すいか、メロンなど） 葉茎菜類作農業（はくさ い、キャベツ、ねぎなど） 根菜類作農業（だいこん、 にんじん、さといもなど） きのこ類栽培業（しめじ、 しいたけ、えのきなど） たけのこ栽培農業	スプラウト生産業（芽だし 野菜） 水耕等の養液栽培業（ト マト、レタス、かいわれ 大根など） もやし栽培農業
--------------------------	---	---

○ 果樹作農業 (みかん, りんご, ぶどう, かき, なし, もも, くり, くるみなど) 観光農園 (みかん狩り, ぶどう狩りなど)	植木栽培業 (緑化木, 庭公園樹など) 盆栽業 ○ 工芸農作物農業 (なたね, 葉たばこ, 生茶, さとうきび, てんさい, こんにゃくいも, い, こうぞ, みつまた, ホップ, 薬用になじん, ハーブなど)	○ ばれいしょ・かんしょ作農業 ○ その他の耕種農業 飼肥料作物栽培業 採種用作物栽培業 果樹苗木栽培業 桑苗栽培業
× 山林用苗木栽培業 (029) 造林用種苗業 (029) 貸植木業 (70B) 植木業 (庭園・花壇の手入れなどを行うもの) (014)	大学附属農場 (816) 農業試験場附属農場 (711) 農作業請負業 (013)	天然きのご採取業 (023) しいたけ種駒製造業 (099) きのご種菌製造業 (099) 製茶業 (購入茶葉によるもの) (103)

012 畜産農業

酪農業, 肉用牛生産業, 養豚業, 養鶏業, 畜産類似業, 養蚕農業及びその他の畜産農業を行う事業所をいう。

畜産類似業とは, 実験用・愛がん用動物の飼育, 農作物・森林の保護及び種族保護を目的とする動物の飼育並びにかぶと虫, すず虫などの昆虫類 (みつばち, 蚕を除く) の飼育及びへびなどの飼育をいう。

○ 酪農業 ○ 肉用牛生産業 肉用牛肥育業 肉用子牛生産業 ○ 養豚業 ○ 養鶏業 ブロイラー養鶏業 鶏卵生産業	○ 畜産類似業 実験用動物飼育業 (マウス, ラット, モルモット, うさぎなど) 愛がん用動物飼育業 (カナリア, 文鳥, 犬など) いたち飼育業 きじ飼育業 昆虫類飼育業 (かぶと虫, すず虫など) へび飼育業	○ 養蚕農業 蚕種製造業 ○ その他の畜産農業 馬育成業 めん羊・やぎ飼育業 うさぎ飼育業 (実験用, 愛がん用を除く) 養ほう (蜂) 業 うずら, あひる, 七面鳥などの飼育業 毛皮獣養殖業 (たぬき, きつね, ミンクなど)
× 昆虫類採捕業 (029) ふ卵業 (013)	へび採捕業 (029) 馬育成業 (請負のもの) (013)	ブロイラー処理加工業 (091)

013 農業サービス業（園芸サービス業を除く）

請負で穀物、野菜、果樹、その他の作物の育苗、耕起、植付、防除、刈取、脱穀、調製など、栽培から出荷までのいずれか1種類以上の作業を行う事業所並びに果実及び野菜の出荷のための共同選果・選別を行う事業所、請負で種付け、人工授精又は受精卵移植、育成、種卵採取、ふ卵、育すう、家畜の貸付・飼養管理などを行う事業所及びこれらに必要な施設を供与する事業所並びに請負で稚蚕飼育など、生産から出荷までのいずれか1種類以上の作業を行う事業所をいう。

○ 穀作サービス業 育苗センター 各種米作作業請負業 ライスセンター カントリーエレベーター 脱穀業（農家と請負契約によって脱穀を行うもの） 農業用施設維持管理業 土地改良区 農業用水供給業 水利組合 農作物害虫駆除業	○ 野菜作・果樹作サービス業 共同選果場 野菜共同選別場 農産物出荷組合 ○ 穀作、野菜作・果樹作以外の耕種サービス業 さとうきび作作業請負業 花き共同選別場 ○ 畜産サービス業（獣医業を除く） 人工授精業	種鶏業 ふ卵業 装てい（蹄）業 てい（蹄）鉄修理業 雌雄鑑別業 羊毛刈請負業 競走馬育成請負業（競馬きゅう舎以外のもの） 実験用動物飼育請負業（マウス、ラット、モルモット、うさぎなど） 稚蚕共同飼育場
×	精米業（農家の家庭消費用として精米を行うもの）（79E） 精米業（業者から委託されて精米を行うもの）（096） 農業協同組合（信用事業又は共済事業と併せて、他の大分類にわたる事業を行っているもの）（871）	普及指導センター（749） 獣医業（741）

014 園芸サービス業

主として請負で築庭、庭園樹の植樹、庭園・花壇の手入れなどを行う事業所をいう。

ただし、公衆道路、運動場などの土木事業を伴う公園造成を主として請負う事業所は「062 土木工事業（舗装工事業を除く）」に分類される。

○ 園芸サービス業 植木業（庭園・花壇の手入れなどを行うもの）	造園業 芝ばり業（庭、公園などに行うもの）	ゴルフ場芝・植木管理請負業 樹木医業
×	植木栽培業（011） 芝ばり工事業（路肩や崖に芝ばり工事を行うもの）（062）	造園工事業（062）

中分類 02—林 業

総 説

この中分類には、山林用苗木の育成・植栽，林木の保育・保護，林木からの素材生産，薪及び木炭の製造，樹脂，樹皮，その他の林産物の採集及び林業に直接関係するサービス業務並びに野生動物の狩猟などを行う事業所が分類される。

昆虫類，へびなどの採捕を行う事業所も本分類に含まれる。

020 管理，補助的経済活動を行う事業所（02 林業）

主として林業の事業所を統括する本社等として，自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務，人事・人材育成，総務，財務・経理，企画，広報・宣伝，生産・プロジェクト管理，支社・支店等の管理，出荷・販売等の現業以外の業務を行う事業所及び林業における活動を促進するため，同一企業の他事業所に対して，輸送，清掃，修理・整備，保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○ 主として管理事務を行う 本社等 管理事務を行う本社・ 本所・本店・支社・支所	○ その他の管理，補助的経済 活動を行う事業所 自家用車庫 自家用修理工場	自家用補修所 自家用集荷所
---	--	------------------

021 育 林 業

将来直接利用するために保育されている山林で，その山林に対し，林木の造林・保育・保護が主要作業である事業所をいう。

○ 育林業 私有林経営業 地方公共団体（財産区を 含む）の経営する山林 の事業所 森林管理局	森林管理署 森林事務所 生産森林組合等の育林を 主とする協業体 漆樹栽培業 竹林業（たけのこ栽培を 除く）	薪炭林経営業 桐栽培業 油桐栽培業 パルプ材育林業
× 林野庁（973） たけのこ栽培農業（011） 森林組合（信用事業又は共済事業と併せて，他の大分類にわたる事業を行っているもの）（871）	森林総合研究所（711） 果樹苗木栽培業（011）	大学演習林（816） 山林用種苗業（029）

022 素材生産業

立木を購入し、伐木して主として素材のまま販売する事業所をいう。

○ 素材生産業 一般材生産業	パルプ材生産業 くい丸太生産業	足場丸太生産業
× 製材業 (121)		

023 特用林産物生産業（きのこ類の栽培を除く）

森林原野において産出される産物のうち、一般用材を除く薪、木炭、松やに、漆などの特用林産物（きのこ類の栽培を除く）を生産する事業所をいう。

○ 製薪炭業 薪伐出製造業 炭焼業 製炭会社 木炭製造業 黒炭製造業 枝炭製造業 白炭製造業	漆採取業 漆かき業 樹脂精油採取業（抽出・ 蒸留を含む） 樹皮採取業 杉皮採取業 しゅろ皮はぎ業 天然きのこ採取業 松たけ採取業 つる採取業 林内種実採取業 粗製しょう脳採取業	コルク皮採取業 野草採取業（薬草、山菜 など） ささ採取業 そだ採取業 竹皮採取業 かや採取業 松葉採取業 じゅん菜採取業 ふし（五倍子）採取業
○ その他の特用林産物生産業 （きのこ類の栽培を除く） 松やに採取業		
× 薪請負製造業 (024) 炭焼請負業 (024) 炭賃焼業 (024)	しいたけ栽培農業 (011) しめじ栽培農業 (011) たけのこ栽培農業 (011)	じゅん菜栽培業 (011) しょう脳製造業 (169)

024 林業サービス業

請負で造林、保育、保護を行う事業所、伐木又は伐木と運材を兼ねて行う事業所、山林用苗木の育成を行う事業所及び炭焼、山番などの林業に附帯するサービスを提供する事業所をいう。

○ 育林サービス業 育林請負業 植林請負業	○ 素材生産サービス業 素材生産請負業 木材伐出請負業	伐木運材請負業 共同貯木場（森林組合、同 連合会の経営によるもの）
-----------------------------	-----------------------------------	---

○ 山林種苗生産サービス業 山林用種苗生産請負業	○ その他の林業サービス業 薪請負製造業 炭焼請負業	炭賃焼業 山番業
-----------------------------	----------------------------------	-------------

× 電線支障木枝打ち伐採業 (929)

029 その他の林業

他に分類されない林業，狩猟業を営む事業所をいう。

本分類には毛皮用，食用のための鳥獣の捕獲，害鳥獣の捕獲又は昆虫類，へびなどの採捕並びに山林用種苗業も含まれる。

○ その他の林業 狩猟業 わなかけ業	猟師業 昆虫類採捕業 へび採捕業	山林用種苗業 山林用苗木栽培業
--------------------------	------------------------	--------------------

× 昆虫類飼育業 (012)

へび飼育業 (012)